

外方は「若者」田舎者より、依りて「若者表」  
田口外四名ノ職工代表者ヲ招致シ、日誌百五  
才日所ニテ兼認シテハ如何ト提議セシニ  
井器ノ職工ニ認シテハ如何ト提議セシニ  
十七日

若者表ノ職工代表者ヲ招致シ、  
日誌百五才日所ニテ兼認シテハ如何ト提議セシニ  
井器ノ職工ニ認シテハ如何ト提議セシニ  
十七日

- 一 解雇年者ノ日誌百五才日所ノ文紙ノコト
- 二 解雇年者ノ日誌百五才日所ノ現入金ニテ、  
機織(製糸及不織機)ヲ以テ  
交附スルコト  
但シ一馬力ノ評價百才田トシ引渡期間  
一 解雇ノ日(廿四日)ヨリ一ヶ月以内トス
- 三 職工賃金「一月十八日ヨリ、右月廿四日迄  
日誌(常備給)ヲ支給シ、若シトス
- 四 積立金ノ解雇トキニ交付ノコト
- 五 昨年未払賃金全額ノ解雇ト同時ニ全額(一ヶ月  
社ノ負担)又ハコト

(総務課)